

平成26年7月24日 教育委員会会議録

- 1 日 時 平成26年7月24日(木) 午後3時00分～午後3時55分
- 2 場 所 市役所 10階 委員会開催室
- 3 出席委員 金村勲委員長、須賀まり子委員、無着道子委員、徳永正靱委員
後藤恒裕教育長
- 4 出席者 江川隆教育部長、土田郁子管理課長、土田亮一管理課施設整備室長、
吉田勝彦学校教育課長、阿部謙一社会教育青少年課長、細谷正弘スポーツ保健課長、須藤睦典少年自然の家所長、安達正敏図書館長、佐藤文弘学校給食センター所長、西村恵美子栄養管理室長、荒井秀利商業高等学校事務長
事務局（管理課職員）

会議次第

- 1 開 会
- 2 前回会議録承認
- 3 議 案
議案第28号 平成27年度使用教科用図書の採択について
- 4 報 告
(1) 平成26年7月9日の大雨への対応について
(2) 元双葉小学校施設の利活用について
(3) 耐震補強事業に係る交付金について
- 5 そ の 他
- 6 日 程 等
(1) 教育委員の日程について
(2) 教育委員会主催（共催）の行事予定について
- 7 閉 会

会議録

- 1 開 会 委員長
- 2 前回会議録承認

委員長…議事に入る前に、本日の教育委員会会議に傍聴の申出がありました。

山形市教育委員会会議規則第17条の規定に基づき、傍聴を許可してよいかお諮りします。

(委員より異議なし。)

委員長…異議がないようなので、傍聴を許可します。

傍聴人入場。

3 議 事

委員長…議案第28号 平成27年度使用教科用図書の採択について、説明をお願いします。

学校教育課長より、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第6項の規定により公立学校の教科用図書の採択は教育委員会の職務権限となっており、また義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第14条により毎年採択を行うこととなるが、小・中学校の教科用図書については原則4年間同じ物を継続使用することとなる。このたび小学校については平成27年度から平成30年度まで使用する図書を新規に採択、中学校については平成23年度に採択した図書と同じものを平成27年度まで採択、高等学校については毎年度採択となる旨、説明があった。

新規選定された図書についての選定理由が議案・資料に基づき説明された。

今後は、山形市と同じ採択地区の上山市の教育委員会議での決議をうけて正式決定、8月中に県教育委員会へ報告し、8月末での手続き完了となる予定である。

委員長…中学校の図書は継続ということで提案どおりで問題ないが、小学校の教科用図書について何か質問はありませんか。

委員…国語の教科用図書について、前回採択時の選定理由として読書指導に力を入れている教科用図書となっていたが、今回の選定理由には入っていないのはなぜか。

学校教育課長…今回選定された教科用図書に限らず、すべての教科用図書において読書指導には力を入れているという判断になった。

委員長…従来の内容に加え更に、命の尊さを実感したり、想像力をかき立てたりす

る厳選された教材を取り上げている教科用図書を選定したということか。

学校教育課長…はい。

委員長…他に質問ありますか。なければ、議案のとおり、小・中学校教科用図書の採択を承認してよろしいでしょうか。

(全委員異議なし。)

委員長…次に高等学校の教科用図書の採択の審議に入ります。13図書についての変更がありますが、これについて質問ありますか。

教育長…高等学校の教科用図書について、数学Ⅰのみが出版社変更になり、あとは出版社が変わる訳ではなく新学習要領に基づいての変更であるということを確認したい。

学校教育課長…3年生が新指導要領に従ったカリキュラムで学習することになり、数学Ⅰ以外の教科用図書の変更はそのカリキュラムの変更に伴ったものであり、自動的に変わらざるを得ないものである。

委員長…小学校特別支援学校分教科用図書は、変更ないのか。

学校教育課長…選定図書以外に、教科用図書として検定されたものがない。

委員長…他に質問ありますか。なければ、議案のとおり、高等学校教科用図書の採択を承認してよろしいでしょうか。

(全委員異議なし。)

4 報 告

委員長…平成26年度7月9日の大雨への対応について報告をお願いしたい。

管理課長より、平成26年7月9日の大雨への対応については、市内小・中学校4校において児童・生徒の安全を確保するため、一斉下校や下校時間の繰り上げの対応をしたこと、それらの教育委員会関係の報告を7月17日に開催された7月市

議会臨時会の産業文教委員会で行った旨報告があった。

委員長…大きな被害がなくよかった。今後とも、学校へは急な災害に対応できるようにしっかり備えるよう指導お願いしたい。次に、元双葉小学校施設の利活用について、報告をお願いしたい。

管理課長より、元双葉小学校施設の利活用について、平成25年11月7日の教育委員会議でNPO法人サクランボによる「知的障がい者を対象とした就労継続支援B型事業所の運営」に決定したことを報告していたが、このたびNPO法人サクランボより事業計画中断の申し入れがあり、山形市としてそれを受け入れすることとしたこと、これらを7月17日に開催された7月市議会臨時会の産業文教委員会で報告した旨報告があった。

今後の利活用については、改めて検討し直すものとし、平成26年7月以降の施設管理業務は、平成24年4月から平成26年1月末までの間の受託実績のある双葉小跡地利活用委員会に委託することとする。

委員長…NPO法人サクランボの都合により、計画が挫折したことは大変残念である。次に、耐震補強事業に係る交付金について、報告をお願いしたい。

管理課長より、平成20年度から平成24年度まで山形市ほか9市が行った学校施設の耐震補強工事など文部科学省の学校施設環境改善交付金事業について、平成25年度に会計実施検査を行った会計検査院より、平成26年6月30日に文部科学省に対して本来は交付金の対象にならない学校の余裕教室を改修した放課後児童クラブを交付対象に含めて交付額を算定しているため、是正改善の処置を求め、改善の処置を要求したこと、今後は文部科学省の見解をうけてから山形市としての対応を行うこと、これらを7月17日に開催された7月市議会臨時会の産業文教委員会で報告した旨報告があった。

委員長…学校施設環境改善交付金について、放課後児童クラブの面積も含めて交付金申請・交付されているが、それはだめということか。

管理課長…はい。本来交付されるべき補助金額より多く交付されているということになる。今回の是正改善の処置というのは経理的な部分に対してのことなので補助金の返還が求められると思われる。また、改善の処置への要求では、放課後児童クラブ部分は学校施設ではないと判断されているため、財産処分手続きを文部科学省に対して行うことになる。

委員長…他に質問ありませんか。

(各委員、事務局より「なし」の声あり。)

5 そ の 他

委員長…その他ですが、何かありませんか。

委員…山形市教育委員会のホームページの件ですが、管理課の整備作業によりかなり見やすくなった。あとは、各課の事業の情報をどれだけ出していただけるかになると思う。是非、開かれた教育委員会を目指して、市民の方がわかりやすい情報をたくさん出してほしい。

委員…先ほど報告のあった元双葉小学校の利活用の件についての質問ですが、今回利活用策として選定された事業のどこに問題があったのかという整理をしなければならないことや同じ失敗はできないという重圧の中で、今後の新たな利活用策をいつまで決めていくという目途はあるのか。

管理課長…今回の問題点を整理することと並行し、利活用策の検討を平成27年度まで継続するにしても、新年度から新たな利活用策を採用するにしても、平成26年11月初旬に提出する平成27年度当初予算要求書に反映しなければならない。利活用策検討を継続していくことを含め、平成26年10月末までは、方向性を決めていきたい。

委員長…7月17日～18日の日程で、東北六縣市町村教育委員会連合会教育委員・教育長研修会へ出席した。山形県からは41名の参加があった。

6 日 程 等

管理課長から、平成26年7月25日から平成26年8月31日までの日程、行事予定について説明があった。

7 閉 会 委員長